

国又は地方公共団体等の機関

名称又は請求者の氏名	閲覧の年月日	請求事由の概要	閲覧に係る住民の範囲
自衛隊栃木地方協力本部長	令和6年1月30日 令和6年1月31日	自衛隊栃木地方協力本部が実施する「自衛官及び自衛官候補生」、「防衛大学校の学生」、「防衛医科大学校の学生」に関する募集事務として、募集案内の郵送等を行うため	下野市全域 平成18年4月2日～平成19年4月1日生まれの日本人及び平成14年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた日本人
下野市長	令和5年11月19日	令和5年住宅・土地統計調査の審査業務において、住民基本台帳に記載された情報を利用して調査票記載内容の確認及び補記作業を行い、調査結果の精度向上を図るため	下野市全域

個人または法人

名称又は請求者の氏名	閲覧の年月日	請求事由の概要	閲覧に係る住民の範囲
一般社団法人 中央調査社 会長 堺 克彦	令和5年5月19日	公益財団法人新聞通信調査会が実施する「第16回メディアに関する全国世論調査」対象者抽出のため	柴に居住する満18歳以上(平成17年6月末日までに生まれた)日本人男女計21名
株式会社 タイム・エージェント 代表取締役 渡部 唯史	令和5年5月17日	栃木県が実施する「令和5年度栃木県政世論調査」に伴う対象者抽出のため	緑二丁目、柴、駅東五丁目、文教一丁目に居住する満18歳以上の男女計64名
一般社団法人 中央調査社 会長 堺 克彦	令和5年7月25日	朝日新聞社が実施する「2023年新聞およびWeb利用に関する総合調査(調査票タイトル「暮らしと情報についてのおたずね」)実施のための対象者抽出のため	薬師寺に居住する満15歳以上(平成20年8月末日までに生まれた)日本人男女24名

<p>一般社団法人 新 情報センター 事 務局長 山本 恭 久</p>	<p>令和5年9月21日</p>	<p>消費者庁が実施する「令和5年度消費者意識基本調査」の対象者抽出のため</p>	<p>大光寺二丁目に居住する満15歳以上（平成20年10月末日までに生まれた）日本人男女25名</p>
<p>株式会社 サーベ イリサーチセンタ ー 代表取締役 藤澤 士朗</p>	<p>平成5年9月21日</p>	<p>独立行政法人国立病院機構久里浜医療センターが厚生労働省補助事業として実施する「国民の娯楽と健康に関するアンケート」の対象者抽出のため</p>	<p>本吉田・箕輪に居住する満18歳以上74歳以下の日本人男女58名</p>

○住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)

(国又は地方公共団体の機関の請求による住民基本台帳の一部の写しの閲覧)

第11条 国又は地方公共団体の機関は、法令で定める事務の遂行のために必要である場合には、市町村長に対し、当該市町村が備える住民基本台帳のうち第7条第1号から第3号まで及び第7号に掲げる事項(同号に掲げる事項については、住所とする。以下この項において同じ。)に係る部分の写し(第6条第3項の規定により磁気ディスクをもつて住民票を調製することにより住民基本台帳を作成している市町村にあつては、当該住民基本台帳に記録されている事項のうち第7条第1号から第3号まで及び第7号に掲げる事項を記載した書類。以下この条、次条及び第50条において「住民基本台帳の一部の写し」という。)を当該国又は地方公共団体の機関の職員で当該国又は地方公共団体の機関が指定するものに閲覧させることを請求することができる。

3 市町村長は、毎年少なくとも1回、第1項の規定による請求に係る住民基本台帳の一部の写しの閲覧(犯罪捜査等のための請求に係るものを除く。)の状況について、当該請求をした国又は地方公共団体の機関の名称、請求事由の概要その他総務省令で定める事項を公表するものとする。

(個人又は法人の申出による住民基本台帳の一部の写しの閲覧)

第11条の2 市町村長は、次に掲げる活動を行うために住民基本台帳の一部の写しを閲覧することが必要である旨の申出があり、かつ、当該申出を相当と認めるときは、当該申出を行う者(以下この条及び第50条において「申出者」という。)が個人の場合にあつては当該申出者又はその指定する者に、当該申出者が法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この条及び第12条の3第4項において同じ。)の場合にあつては当該法人の役職員又は構成員(他の法人と共同して申出をする場合にあつては、当該他の法人の役職員又は構成員を含む。)で当該法人が指定するものに、その活動に必要な限度において、住民基本台帳の一部の写しを閲覧させることができる。

一 統計調査、世論調査、学術研究その他の調査研究のうち、総務大臣が定

める基準に照らして公益性が高いと認められるものの実施

二 公共的団体が行う地域住民の福祉の向上に寄与する活動のうち、公益性が高いと認められるものの実施

三 営利以外の目的で行う居住関係の確認のうち、訴訟の提起その他特別の事情による居住関係の確認として市町村長が定めるものの実施

12 市町村長は、毎年少なくとも1回、第1項の申出に係る住民基本台帳の一部の写しの閲覧（同項第3号に掲げる活動に係るものを除く。）の状況について、申出者の氏名（申出者が法人の場合にあっては、その名称及び代表者又は管理人の氏名）、利用目的の概要その他総務省令で定める事項を公表するものとする。

○住民基本台帳の一部の写しの閲覧並びに住民票の写し等及び除票の写し等の交付に関する省令（昭和60年自治省令第28号）

第3条 法第11条第3項及び法第11条の2第12項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 閲覧の年月日

二 閲覧に係る住民の範囲